

2023年6月29日



ON COMPASS 書面改定のお知らせ

いつも ON COMPASS をご利用いただき、ありがとうございます。

ON COMPASS では、2023年8月3日付けで下記のとおり「投資一任契約書 兼 契約締結時交付書面」及び「投資一任契約 契約締結前交付書面」を改定します。

なお、「投資一任契約書 兼 契約締結時交付書面」の文中、「甲」はお客さまを、「乙」は弊社（マネックス・アセットマネジメント）を指します。

改定のポイントは以下のとおりです。

詳細は新旧対照表をご覧ください。

1. 「投資一任契約書 兼 契約締結時交付書面」改定のポイント

- (1) 投資一任取引の開始を契約締結日の翌月 11 日から、契約締結日の 4 営業日目に変更（第 7 条）
- (2) 投資判断者を投資判断及び投資を行う部署に変更（第 14 条）
- (3) 契約の変更申込み可能日を契約締結日の翌々月の 1 日以降から運用開始日の 2 営業日後の翌日からに変更（第 17 条 2 項）
- (4) スポット追加投資の運用開始日を変更契約日の翌月 11 日から変更契約日の 4 営業日後に変更（第 17 条 4 項、5 項）
- (5) 一部解約の運用開始日を以下のとおり変更（第 17 条 6 項）
 - 【変更前】 変更契約日の 2 営業日後以降、最初に到来する毎月 11 日（非営業日の場合は翌営業日）の 3 営業日前の日または毎月 20 日（非営業日の場合は翌営業日）
 - 【変更後】 変更契約日の 2 営業日目
- (6) 甲が同一の口座管理金融機関で複数の契約を締結している場合、運用戦略の変更は同月中に 1 契約についてのみ申込みを行うことができる旨の規程を追加（第 17 条 8 項）
- (7) 一部解約と運用戦略の見直しが同時に受付けできない旨、本契約の別紙「投資一任契約細則」に同時に受付けできない取引を定める旨を追加（第 17 条 9 項）
- (8) 一部解約の額は、一部解約の変更契約を締結する時点で取得できた最新の運用時価残高の 80% を超える額は受付けない旨、また、引出の契約を締結している場合、一部解約の変更契約を締結する時点で取得できた最新の運用時価残高から変更契約を行う月の引出金額を差し引いた金

額の 80%を超える額は受付けない旨を追記（第 17 条 10 項）

(9)契約解約の申込みを契約締結日の翌々月の 1 日以降から運用開始日の 2 営業日後の翌日以降に変更（第 18 条 1 項）

別紙「投資一任契約細則」の以下の項目をご利用の口座管理金融機関ごとに規定

- ・全解約申込み受付停止期間
- ・同時に受付けできない取引

2. 「投資一任契約 契約締結前交付書面」改定のポイント

(1)投資一任取引の開始を契約締結日の翌月 11 日から、契約締結日の 4 営業日目に変更（第 9 条 3 項）

(2)一部解約の額は、一部解約の変更契約を締結する時点で取得できた最新の運用時価残高の 80%を超える額は受付けない旨、また、引出の契約を締結している場合、一部解約の変更契約を締結する時点で取得できた最新の運用時価残高から変更契約を行う月の引出金額を差し引いた金額の 80%を超える額は受付けない旨を追記（第 9 条 6 項）

(3)投資判断者を投資判断及び投資を行う部署に変更（第 11 条）

(4)契約終了の申出をなすことができない日を契約締結日の翌々月 1 日の前日までから、運用開始日の 2 営業日後までに変更（第 12 条 1 項）

投資一任契約書 兼 契約締結時交付書面の新旧対照表 (2023年8月3日変更)

※下線部分 _____ は変更箇所を示します。

変更後 (新)	変更前 (旧)
<p>第7条 (投資一任取引の開始)</p> <p>本契約に基づく投資一任取引は、別紙の「投資一任契約細則」の契約締結日の <u>4 営業日目 (契約締結日が非営業日の場合は、契約締結日以降最初に到来する営業日を含めて 4 営業日目) の運用開始日を目途に開始します。ただし、契約締結日の 4 営業日目が 11 日 (非営業日の場合、翌営業日) または 20 日 (非営業日の場合、翌営業日) にあたる場合、契約締結日の 5 営業日目の運用開始日を目途に開始します。</u></p> <p>乙は、契約金額を確認の上、別紙の「投資一任契約細則」に定める運用開始日もしくは毎月積立開始日を目途に投資判断・運用を行い、甲の運用資産の投資一任取引を開始します。乙は、甲の口座管理金融機関に対して、甲の投資一任取引に係る注文を行います。甲の口座管理金融機関は原則として甲の口座の入金額を確認し、甲の口座に対する乙からの注文を執行します。</p>	<p>第7条 (投資一任取引の開始)</p> <p>本契約に基づく投資一任取引は、別紙の「投資一任契約細則」の契約締結日の <u>翌月の 11 日 (非営業日の場合、翌営業日) の運用開始日を目途に開始</u>します。</p> <p>乙は、契約金額を確認の上、別紙の「投資一任契約細則」に定める運用開始日もしくは毎月積立開始日を目途に投資判断・運用を行い、甲の運用資産の投資一任取引を開始します。乙は、甲の口座管理金融機関に対して、甲の投資一任取引に係る注文を行います。甲の口座管理金融機関は原則として甲の口座の入金額を確認し、甲の口座に対する乙からの注文を執行します。</p>
<p>第14条 (投資判断及び投資を行う部署)</p> <p>甲の運用資産の <u>投資判断及び投資は、以下の乙の投資判断部署</u>が行います。</p> <p><u>クオンツ運用部</u></p>	<p>第14条 (投資判断者)</p> <p>甲の運用資産の <u>運用は、以下の乙の投資判断者</u>が行います。</p> <p><u>加藤 雅史</u></p>
<p>第17条 (契約の変更)</p> <p>(2) 本契約は、<u>本契約の運用開始日の 2 営業日後の翌日以降、運用終了予定日の前営業日の前日</u>まで、資産計画コンサルティングツールで契約内容を見直し、甲と乙との間で変更覚書を締結することにより変更できます。</p>	<p>第17条 (契約の変更)</p> <p>(2) 本契約は、<u>本契約の契約締結日の翌々月 1 日以降、運用終了予定日の前営業日の前日</u>までに、資産計画コンサルティングツールで契約内容を見直し、甲と乙との間で変更覚書を締結することにより変更できます。</p>

<p>(4) 毎月積立、将来追加投資に係る契約変更をする場合、変更契約日の翌月の11日（非営業日の場合は翌営業日）を目途に変更契約の内容に基づき投資判断・運用を行います。</p>	<p>(4) 毎月積立、将来追加投資、<u>スポット追加投資</u>に係る契約変更をする場合、変更契約日の翌月の11日（非営業日の場合は翌営業日）を目途に変更契約の内容に基づき投資判断・運用を行います。</p>
<p>(5) <u>スポット追加投資に係る変更契約をする場合、変更契約日の4営業日目（変更契約日が非営業日の場合は、変更契約日以降最初に到来する営業日を含めて4営業日目）を目途に変更契約の内容に基づき投資判断・運用を行います。ただし、変更契約日の4営業日目が11日（非営業日の場合、翌営業日）または20日（非営業日の場合、翌営業日）にあたる場合、変更契約日の5営業日目を目途に変更契約の内容に基づき投資判断・運用を行います。</u></p>	<p><u>新設</u></p>
<p>(6) <u>一部解約に係る契約変更をする場合、変更契約日の2営業日目（変更契約日が非営業日の場合は、変更契約日以降最初に到来する営業日を含めて2営業日目）を目途に、変更契約の内容に基づき投資判断・運用を行います。ただし、変更契約日の2営業日目が11日の3営業日前、11日（非営業日の場合、翌営業日）または20日（非営業日の場合、翌営業日）にあたる場合、変更契約日の3営業日目を目途に変更契約の内容に基づき投資判断・運用を行います。</u></p>	<p>(5) <u>一部解約、全解約に係る契約変更をする場合、変更契約日の2営業日後以降、最初に到来する毎月11日（非営業日の場合は翌営業日）の3営業日前の日または毎月20日（非営業日の場合は翌営業日）を目途に変更契約の内容に基づき投資判断・運用を行います。</u></p>
<p>(7) <u>本文省略</u></p>	<p>(6) <u>本文省略</u></p>
<p>(8) <u>甲の意向を反映して乙が決定する運用戦略に基づき、乙が組入れ投資信託の入替えを行う場合は、運用戦略の変更申込日の翌月11日の3営業日前を目途に投資判断・運用を行い</u></p>	<p>(7) <u>甲の意向を反映して乙が決定する運用戦略に基づき、乙が組入れ投資信託の入替えを行う場合は、運用戦略の変更申込日の翌月11日</u></p>

<p>ます。<u>なお、甲が同一の口座管理金融機関で複数の契約を締結している場合、運用戦略の変更は同月中に1契約についてのみ申込みを行うことができるものとします。</u></p>	<p>の3営業日前を目途に投資判断・運用を行います。</p>
<p>(9) <u>スポット追加投資と一部解約、一部解約と運用戦略の見直しは同時に受け付けできません。このほか、本契約の別紙「投資一任契約細則」に同時に受け付けできない取引を定めます。</u>また、スポット追加投資、一部解約、運用戦略の見直しの申込み受け付け後、それらの取引が完了するまで、次のスポット追加投資の変更契約、一部解約の変更契約、運用戦略の見直しおよび本契約の第18条(1)の解約申込みの受付はできません。なお、スポット追加投資と運用戦略の見直しを同時に受け付け、乙が運用戦略入替を行う場合は、当該申込み受け付け日の翌月11日の3営業日前を目途に取引を開始します。</p>	<p>(8) <u>スポット追加投資と一部解約は同時に受け付けできません。また、スポット追加投資、一部解約、運用戦略の見直しの申込み受け付け後、それらの取引が完了するまで、次のスポット追加投資の変更契約、一部解約の変更契約、運用戦略の見直しおよび本契約の第18条(1)の解約申込みの受付はできません。</u>なお、スポット追加投資と運用戦略の見直しを同時に受け付け、乙が運用戦略入替を行う場合は、当該申込み受け付け日の翌月11日の3営業日前を目途に取引を開始します。</p>
<p>(10) <u>スポット追加投資および一部解約により契約金額を変更する場合、1,000円以上1,000円単位で受け付けます。ただし、一部解約により契約金額を変更する場合は、一部解約の額は、一部解約の変更契約を締結する時点で取得できた最新の運用時価残高の80%を超える額は受け付けません。また、引出の契約を締結している場合、一部解約の変更契約を締結する時点で取得できた最新の運用時価残高から変更契約を行う月の引出金額を差し引いた金額の80%を超える額は受け付けません。</u></p>	<p>(9) <u>スポット追加投資および一部解約により契約金額を変更する場合、1,000円以上1,000円単位で受け付けます。</u></p>
<p>(10) ~ (12) 本文省略</p>	<p>(11) ~ (13) 本文省略</p>
<p>第18条 (解約) (1) 甲は、<u>原則として本契約の運用開始日の2営業日前</u></p>	<p>第18条 (解約)</p>

業日後の翌日以降、運用終了予定日の前営業日の前日まで、乙のウェブサイト内にて解約の
手続を行うことにより、本契約を解約でき
ます。解約のお申込日より2営業日目（解約
のお申込日が非営業日の場合は、解約のお申
込日以降最初に到来する営業日を含めて2営
業日目）以降を目途に解約を行い、当該日を
運用終了予定日とします。ただし、解約のお
申込日の2営業日目が11日の3営業日前、
11日（非営業日の場合、翌営業日）または
20日（非営業日の場合、翌営業日）にあたる
場合、解約のお申込日の3営業日目を目途に
解約を行い、当該日を運用終了予定日としま
す。なお、契約終了予定日は、運用終了予定
日の2営業日後になります。ただし、本契約
の別紙の「投資一任契約細則」に定める期間
は、本契約の解約のお申込みを受けない期
間とします。

(1) 甲は、本契約の契約締結日の翌々月1日以
降、運用終了予定日の前営業日の前日まで
に、乙のウェブサイト内にて解約の手続を行
うことにより、本契約を解約できます。解約
の変更契約日の2営業日後以降、最初に到来
する毎月11日（非営業日の場合は翌営業
日）の3営業日前の日または毎月20日（非
営業日の場合は翌営業日）を目途に、解約を
行い、当該日を運用終了予定日とします。な
お、契約終了予定日は、運用終了予定日の2
営業日後になります。

別紙「投資一任契約細則」の以下の項目について

マネックス証券を口座管理金融機関としてご利用の場合

条項	今回の契約書	前回までの契約書
<u>全解約申込み受付停止</u> <u>期間</u>	<u>毎月11日（非営業日の場合は翌</u> <u>営業日）の前営業日から2営業日</u> <u>後および20日（非営業日の場合</u> <u>は翌営業日）の前営業日から2営</u> <u>業日後まで</u>	<u>新設</u>
<u>同時に受けできない</u> <u>取引</u>	<u>スポット追加投資と運用戦略の見</u> <u>直し</u>	<u>新設</u>

静銀ティーム証券を口座管理金融機関としてご利用の場合

条項	今回の契約書	前回までの契約書
<u>全解約申込み受付停止期間</u>	毎月 11 日（非営業日の場合は翌営業日）の 3 営業日前から 2 営業日後および 20 日（非営業日の場合は翌営業日）の前営業日から 2 営業日後まで	新設
<u>同時に受付けできない取引</u>	該当なし	新設

スターツ証券を口座管理金融機関としてご利用の場合

条項	今回の契約書	前回までの契約書
<u>全解約申込み受付停止期間</u>	毎月 11 日（非営業日の場合は翌営業日）の前営業日から 2 営業日後および 20 日（非営業日の場合は翌営業日）の前営業日から 2 営業日後まで	新設
<u>同時に受付けできない取引</u>	該当なし	新設

投資一任契約 契約締結前交付書面（2023 年 8 月 3 日変更）

※下線部分 _____ は変更箇所を示します。

変更後（新）	変更後（旧）
<p>9. 投資の方法および取引の種類</p> <p>(3) 当該契約に基づく投資一任取引は、<u>投資一任契約締結日の 4 営業日目（契約締結日が非営業日の場合は、契約締結日以降最初に到来する営業日を含めて 4 営業日目）の運用開始日を目途に開始します。ただし、契約締結日の 4 営業日目が 11 日（非営業日の場合、翌営業日）または 20 日（非営業</u></p>	<p>9. 投資の方法および取引の種類</p> <p>(3) 当該契約に基づく投資一任取引は、<u>投資一任契約締結日の翌月の 11 日（非営業日の場合、翌営業日）の運用開始日を目途に開始します。なお、当社の非営業日は土曜日、日曜日、祝日および金融商品取引所の休業日です。また、祝日は、「国民の祝日に関する法律」に則るものとし、当該法律</u></p>

<p><u>日の場合、翌営業日）にあたる場合、契約締結日の5営業日目の運用開始日を目途に開始します。</u>なお、当社の非営業日は土曜日、日曜日、祝日および金融商品取引所の休業日です。また、祝日は、「国民の祝日に関する法律」に則るものとし、当該法律の特例が発令された場合は特例に従うものとしします。</p>	<p>の特例が発令された場合は特例に従うものとしします。</p>
<p>(6) 引出の契約がある場合は、引出の指定日を目途に、当社は、お客様が運用資産として保有する投資信託を、契約金額に相当する時価にて売付けます。契約金額の一部解約は、当社とお客様が変更契約を締結し、当社が契約に基づき一部解約を行います。<u>ただし、一部解約により契約金額を変更する場合は、一部解約の額は、一部解約の変更契約を締結する時点で取得できた最新の運用時価残高の80%を超える額は受け付けません。</u>また、引出の契約を締結している場合、一部解約の変更契約を締結する時点で取得できた最新の運用時価残高から変更契約を行う月の引出金額を差し引いた金額の<u>80%を超える額は受け付けません。</u></p>	<p>(6) 引出の契約がある場合は、引出の指定日を目途に、当社は、お客様が運用資産として保有する投資信託を、契約金額に相当する時価にて売付けます。契約金額の一部解約は、当社とお客様が変更契約を締結し、当社が契約に基づき一部解約を行います。</p>
<p>1 1. <u>投資判断および投資を行う部署</u> 投資一任契約においては、次に掲げる部署が投資判断を行い、これに基づく投資を行います。 <u>クオンツ運用部</u></p>	<p>1 1. <u>投資判断者</u> 投資一任契約においては、次に掲げる者が投資判断を行い、これに基づく投資を行います。 <u>加藤 雅史</u></p>
<p>1 2. 投資一任契約の終了等について (1) お客様は、投資一任契約に定めた契約の有効期間中でも当社所定の方法により解約</p>	<p>1 2. 投資一任契約の終了等について (1) お客様は、投資一任契約に定めた契約の有効期間中でも当社所定の方法により解約</p>

<p>覚書を締結することにより、投資一任契約を終了することが出来ます。</p> <p>解約覚書の締結日から終了の手続きに入り、当社は、運用資産の売却の運用開始日にお客様の口座に保有されている当該投資一任契約に係る投資信託の残高を全て売付けます。運用開始日の2営業日後に投資一任契約は終了するものとします。</p> <p><u>ただし、お客様は、運用開始日の2営業日後までは、契約終了の申出をなすことはできないものとします。</u></p>	<p>覚書を締結することにより、投資一任契約を終了することが出来ます。</p> <p>解約覚書の締結日から終了の手続きに入り、当社は、運用資産の売却の運用開始日にお客様の口座に保有されている当該投資一任契約に係る投資信託の残高を全て売付けます。運用開始日の2営業日後に投資一任契約は終了するものとします。</p> <p><u>ただし、お客様は、契約締結日の翌々月1日の前日までは、契約終了の申出をなすことはできないものとします。</u></p>
---	--

以上

本件に関するお問合せ先

マネックス・アセットマネジメント株式会社 顧客サポートチーム

電話番号：03-6441-3964 受付時間：9:00～17:00（土日祝日、年末年始を除く）

Email: info@on-compass.com